

## 「宮崎県文化振興条例（仮称）」の骨子（案）に対する意見募集の結果

「宮崎県文化振興条例（仮称）」の骨子（案）について、令和3年11月12日（金）から12月13日（月）までの間、県ホームページなどを通じて、県民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、3名の方から15件の御意見をいただきました。貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいた御意見の内容及びそれに対する県の考え方につきましては、以下のとおりです。

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
1	1	前文のイメージ	<p>全てに亘って良くまとめられています。</p> <p>欲を申せば、最後にSDGsに向けての視点が欲しいと思うところです。</p> <p>何故ならば宮崎県は大きな河川の流域に芸能（神楽、歌舞伎、方言語り部などの伝統文化がある）があり、流域に生活する人によってこれらは伝承されてきた。河川の上流から清流が流れ、しかし、下流においては動物の糞尿や合成洗剤等により、汚染されたりするに到っては漁業に携わる人々の生活が出来なくなるとか…）河川の流域に住む人々が居なくなれば、こういった伝統芸能は廃れるのではないのか。今から何等かのSDGs的な問題に目を向けて欲しいと思うところです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり、本県は山地から流れ下る河川の流域において、人々の暮らしとともに様々な文化が継承されており、このような暮らしや文化を育んだとも言える豊かな自然を維持していくことは非常に重要です。</li> <li>・SDGsに関してましては、文化にとどまらず、改定を予定しております「宮崎県総合計画（未来みやぎ創造プラン）」において、県全体としてその理念を踏まえて、検討していくこととなると考えております。</li> </ul>

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
2	5	9 施策の総合的かつ計画的な推進等	<p>県立美術館を始めとして、県央に集中している文化施設に、交通利便格差が存在している。</p> <p>よって遠距離居住の市町村住民に対して県央への視察・研修等に財政的配慮として貸切バス等の予算配分処置検討を願います。</p>	<p>・居住する地域をはじめとする様々な格差の是正に関する重要性は十分に認識しており、前文や基本理念にも盛り込んでいるところですので、今後、基本計画を策定する中で、どのような対応ができるのか検討してまいります。</p>
3	8	16 文化施設等の充実及び活用の促進	<p>県立図書館に県芸文協コーナー（仮称）を常設して参加団体や個人会員の活動状況の資料収集を願いたい。</p> <p>これからの文化を継承する若者達がワンストップで先達の活躍を知り、あらゆる分野の足跡に触れるならば郷土愛が促進されるコーナーとなるであろうと思います。</p>	<p>・ご意見のありました件につきましては、県芸術文化協会にもお伝えし、関係機関の意向等も踏まえながら、今後、検討してまいります。</p>

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
4	1	条例の名称	<p>この条例は「文化芸術基本法」が根拠法になっているかと思いますが、なぜ「芸術」の文言がなくなっているのでしょうか。国全体の文化政策や他の自治体の条例の流れを鑑みると、残すべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本条例案は、「文化芸術基本法」を十分に参照した上で作成しておりますが、同法が条例制定の根拠となっているわけではありません。</li> <li>・「文化芸術」とすべきか「文化」とすべきかについては、みやぎの文化を考える懇談会などでも様々な意見があり、結果としては、本県において受け継がれている多様な文化を内包するものであり、広く文化の振興等に関する条例の名称として、「芸術」の特出しはせず、「文化振興条例」という名称案としています。</li> </ul>
5	1	前文のイメージ	<p>（「障がい」という標記の）「がい」を平仮名表記にすることは、障害が個人の中に宿っていると考え"個人モデル"で障害を捉えている表明になります。障害を平均的な人々に合わせてデザインされた社会と個人と間に生じる齟齬と考える"社会モデル"が主流になるなか「障がい」という標記は「障害」に改めるべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がい」の標記については、多様な考え方があり、自治体によって取り扱いが様々であるものと認識しております。</li> <li>・本条例案においては、本県の障がい福祉施策と合わせて、「障がい」の文言を使用しております。</li> </ul>

番号	該当 ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
6	2	1 目的	<p>（「文化により生み出される価値の活用」という表現について）前文の「固有の意義と価値」に矛盾する文言だと思います。文化はそれ自体に固有の意義と価値を有するはずで、文化により生み出される価値とは経済的な価値や利益のことを指すのでしょうか。</p>	<p>・本規定は、文化により生み出される多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に生かしていくことを旨としており、「文化により生み出される価値」については、観光、まちづくり、福祉、教育など他分野との連携によって引き出すことができる社会的・経済的な価値を想定しています。</p>
7	2	2 基本理念（7）	<p>社会教育、生涯学習の観点から、教育の対象を子どもに限定すべきではありません。</p>	<p>・本規定は、特に子どもに対する文化に関する教育の重要性を鑑み、理念として規定したものであり、文化に関する社会教育や生涯学習を除外する意図があるものではありません。</p>
8	2	2 基本理念（8）	<p>条文の中には、（6 教育機関の役割）や（20 障がいのある人の文化活動の充実）はありますが、それぞれの施策にとどまっています。その有機的な連携についての明文化が必要です。</p>	<p>・「関連分野における施策との有機的な連携」を明文化しているところであり、その具体的な在り方につきましては、今後、基本計画を策定する中で検討してまいります。</p>

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
9	3	4 県民の役割	<p>県民に努力義務があることに違和感があります。</p> <p>(2 基本理念)の「県民が主体であり、その自主性を尊重する」という文言と矛盾します。</p> <p>県民が文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすことができる環境づくりをするのは県の役割です。</p> <p>懇談会でも繰り返し指摘されていることなのに、なぜ変わらないのでしょうか。変えない理由があるのならその説明責任を果たすべきです。</p>	<p>・自治体における文化の振興等に当たって、その主体となる県民の役割は大変重要なものであり、条文そのものは必要と考えますが、御意見の趣旨も踏まえて、当該条文の表現等を改めて検討し、懇談会にも提示しながら最終案をとりまとめてまいります。</p>
10	4	6 教育機関の役割	<p>ここでも教育の対象が子どもに限定されており、社会教育、生涯学習の観点が抜け落ちています。教育機関には学校だけでなく、公民館、博物館といった社会教育施設も含まれるはずで。</p>	<p>・6(1)については、理念規定を受け、文化が人々の創造性や感性を育む等、人間形成に大きな役割を果たすことに鑑み、特に子どもの文化に親しむ機会の創出について規定したものです。</p> <p>・一方で(2)につきましては、子どもに限定したものではなく、ご指摘の社会教育や生涯学習の観点も含めて、教育機関の役割を規定しているものと認識しています。</p>

番号	該当ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
11	8	15 県民の鑑賞等の機会の充実 (前段)	「文化を鑑賞」「文化に参加」という言い方が一般的ではなく違和感があります。条例の名称も合わせて「文化芸術」とすべきです。	・番号「4」に記載したとおりであり、本条例における「文化」は、芸術その他の多様な文化を含むものです。
12	8	15 県民の鑑賞等の機会の充実 (後段)	情報提供のほか、事業そのものへの支援や、ハード面のアクセシビリティの向上も必要です。「その他の必要な施策」の中に含まれていることだと思いますが、明文化した方が良いと思います。	・ご記載のとおり様々なものが想定されるため、「その他の」として規定しております。 ・今後、基本計画を策定する中で具体的にどのような対応ができるか検討してまいります。
13	8	16 文化施設等の充実及び活用の促進	事業そのものへの支援や専門職員の人材確保・育成、老朽化が進む施設の補修やICTの活用に向けたハード面、記録や保存に関する支援など具体的な施策を盛り込むべきです。	・ご記載のとおり多様な施策が想定されるため、「その他の」として規定しております。 ・今後、基本計画を策定する中で具体的にどのような対応ができるか検討してまいります。
14	9	20 障がいのある人の文化活動の充実	障害のある人が表現活動＝制作するための環境整備にしか考えが及んでいないように思います。鑑賞者や参加者としての環境づくりについても盛り込むべきです。	・文化活動には、鑑賞や参加も含まれるものと認識しております。 ・当該規定は、障がいのある人による、鑑賞や参加を含む文化に関する活動が幅広く行われるための環境の整備等について規定したものです。

番号	該当 ページ	該当箇所・項目	御意見の内容	県の考え方
15	10	2 2 文化の担い手の育成及び確保	担い手の中に、研究者や批評家も盛り込むべきです。	・ご記載のとおり多様な担い手が想定されます。このため、「その他の」として規定しております。